

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ネパール	西部地域小水力発電所改善計画のための贈与に関する日本政府とネパール政府との間の交換公文	西部地域小水力発電所改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,571,000千円 H30.2.28まで	H26.4.22 カトマンズ ズで (同日)	日本側 小川正史在ネパール大使 ネパール側 ユブ・ラジ・フサル財務省次官	H26.5.8 156号
ネパール	ネパール政府に対する贈与に関する日本政府とネパール政府との間の交換公文	貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与	300,000千円 -----	H26.9.23 カトマンズ ズで (同日)	日本側 小川正史在ネパール大使 ネパール側 スマン・フラサド・シャル財務省次官	H26.12.10 367号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。  
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。